

議事日程 (3)

令和8年3月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第14号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第15号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第16号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第17号 芦屋町国民健康保険健康優良家庭表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第18号 芦屋町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第19号 芦屋町下水道条例の制定について
- 第7 議案第20号 芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第21号 芦屋町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第9 議案第22号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)
- 第10 議案第23号 令和7年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第2号)
- 第11 議案第24号 令和7年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第12 議案第25号 令和7年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 議案第26号 令和7年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第27号 令和7年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第4号)
- 第15 議案第28号 令和7年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第16 議案第29号 令和8年度芦屋町一般会計予算
- 第17 議案第30号 令和8年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算
- 第18 議案第31号 令和8年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第32号 令和8年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 議案第33号 令和8年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
- 第21 議案第34号 令和8年度芦屋町給食センター特別会計予算

- 第22 議案第35号 令和8年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第23 議案第36号 令和8年度芦屋町公共下水道事業会計予算
第24 承認第1号 専決処分事項の承認について
第25 発委第1号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第26 発委第2号 芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
第27 議案第37号 令和7年度芦屋町一般会計補正予算（第7号）
-

【 出席議員 】 （12名）

1番 長島 毅	2番 原崎 功典	3番 守田 政孝	4番 田中 太
5番 香田 一之	6番 中西 智昭	7番 本田 浩	8番 松岡 泉
9番 内海 猛年	10番 妹川 征男	11番 川上 誠一	12番 辻本 一夫

【 欠席議員 】 （なし）

【 欠員 】 （なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代	書記 岡本 賢治	書記 山城 朋美
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	中西新吾	教育長	三樹賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩	住民課長	溝上竜平
福祉課長	智田寛俊	健康・子ども課長	塩田健司	産業観光課長	浮田光二
芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	横田和雄

【 傍聴者数 】 2名

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、着席願います。

会議に入ります前に、町長より発言の申出がっておりますので、これを許します。町長。

○町長 貝掛 俊之君

発言の申出を許可していただき、ありがとうございます。

3月2日、本会議冒頭にて発言させていただきました、芦屋港レジャー港化における上水道口径別納付金について、補正予算計上分の浮棧橋上水道口径別納付金80万8,000円を再度協議した結果、福岡県が支払うこととなったと説明しておりましたが、令和7年度当初予算計上分の管理棟、トイレ上水道口径別納付金24万2,000円につきましての御説明が不足しておりました。正しくは、令和7年度当初予算計上分の管理棟トイレ、上水道口径別納付金24万2,000円及び補正予算計上分の、浮棧橋上水道口径別納付金80万8,000円、計105万円を再度協議の結果、福岡県が支払うこととなったということでございます。

ここに、改めてお詫びを申し上げます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、町長の発言を終わります。

.....
午前10時00分開議

○議長 辻本 一夫君

ただいまより、本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第1、議案第14号から、日程第24、承認第1号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 内海 猛年君

報告第3号、令和8年3月11日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第19号、満場一致、原案可決。

議案第20号、満場一致、原案可決。

議案第21号、満場一致、原案可決。

議案第22号、賛成多数、原案可決。

議案第23号、満場一致、原案可決。

議案第28号、満場一致、原案可決。

議案第29号、賛成多数、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第35号、満場一致、原案可決。

議案第36号、満場一致、原案可決。

以上、報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員長 中西 智昭君

報告第4号、令和8年3月11日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、中西智昭。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第17号、満場一致、原案可決。

議案第18号、満場一致、原案可決。

議案第22号、満場一致、原案可決。

議案第24号、満場一致、原案可決。

議案第25号、満場一致、原案可決。

議案第26号、満場一致、原案可決。

議案第27号、満場一致、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

議案第31号、賛成多数、原案可決。

議案第32号、満場一致、原案可決。

議案第33号、満場一致、原案可決。

議案第34号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認。

以上、報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

ただいま民生文教委員長から報告ありましたけれども、議案第32号については賛成多数、原案可決、でいいですね。先ほど、満場一致と言われました。32号。議案第32号については、賛成多数、原案可決ということでございます。

以上で報告は終わりました。

引き続き、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査申出書が、また民生文教常任委員長、議会広報常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の審査、継続審査申出書が、別紙の通り提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

次に日程第1、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第15号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第15号芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論します。

この条例は、令和8年度から国が、子ども・子育て支援金制度を創設し、公的医療保険に上乗せすることを決め、4月から実施するために条例を改正するものです。

政府は、少子化に歯止めがかからないとして、こども未来戦略を掲げ、異次元の少子化対策を打ち出しましたが、少子化を招いた政策に対する反省も、まともな財政確保策もないまま出してきたのが、さらなる社会保障費削減と、公的医療保険に上乗せし、新たに国民から徴収する、子ども・子育て支援金制度です。

少子化の最大の問題は、相次ぐ労働法制の緩和で、正規雇用を派遣や契約社員に置き換え、不安定雇用と低賃金、また過労死するほどの長時間労働の中に若者を置いてきたことにあります。

軍事費は財源の見通しも無視して、9兆円規模まで上げながら、日本の将来に関わる少子化対策のためには、さらなる国民への負担穴埋めをしようというものです。

新年度から、それぞれの公的医療保険から徴収される子ども・子育て支援金は、令和8年度から3年にかけて段階的に、引き上げられることになっています。

芦屋町は激減緩和措置をとりますが、最終的には値上げになることには変わりありません。協会けんぽや共済組合などの被用者保険と違い、今でさえ、国保や後期高齢者医療に加入している世帯の負担が大きいことが問題になっているのに、これ以上の負担増は到底許されません。

以上のことから、この議案に反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第17号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第18号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第20号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第21号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第22号の討論を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

議案第22号、令和7年度芦屋町一般会計補正予算に反対として、討論を簡単にいたします。

この予算案の43ページと44ページに、芦屋港活性化推進費が計上されています。今回の補正予算では減額はされてはいますけれど、私は、この推進のことについてですね、西川の不法投

棄とか、そういうものに関してポートパークについては、大いに結構だと。ただし、それに便乗した形でレジャー港化推進費、レジャー港化推進とするための費用を計上し、今回は減額されています。

それに対してね、やっぱり問題を感じておりますので、当初予算でも反対しておりました。減額されたとはいえ、これについても、これについては反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第23号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第24号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第27号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第29号の討論を許します。妹川議員。

○議員 10番 妹川 征男君

10番、妹川です。

第29号議案、令和8年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行いたいと思います。

本件は、福岡県と芦屋町の負担区分が不明確なまま、芦屋町の財政負担だけが先行しているという重大な問題を抱えており、町民の財政を守る議会として、見過ごすわけにはいきません。すいません、これはね66ページに計上されている、芦屋港活性化推進費の工事請負費、2億2,990万円についてです。それで反対理由を、簡潔に5点に絞って説明していきます。

1点目は、事業主体の費用負担の原則が守られていないということです。令和2年に福岡県と芦屋町で締結された芦屋港の管理運営に関わる基本協定第4条には、福岡県はボートパーク及び魚釣り施設の施設設備を行うと明記されています。本予算の工事請負費の内訳は、3点ありまして、管理とそれにキュービクル、高圧受電設備とあります。3つ目が広場の整備費の3点です。これは、第4条に基づき福岡県が負担すべき施設設備を、芦屋町が肩代わりするものであり、費用負担の公平性を欠くものです。

2点目は、協定書の運用が拡大解釈されていることです。基本協定第3条には、活性化区域の運営等に関する事務を、県から町へ委託すると規定していますが、施設設備の主体を町とする明確な規定は存在しないのです。さらに、令和元年11月21日から始まった県との協議議事録では、交付金活用のため町が整備するという担保として、基本協定が必要である。また県としても、国庫補助金を受けるために、協定書が必要である。さらには県の言うことは、一定の収入を得る内容としなければ、県財政課から指導を受ける、と説明されているのです。これらを総合すると、協定書を締結する目的は、町交付金を使うために、形式的に芦屋町が整備主体とされた可能性が高いと言わざるを得ないのです。

協定書は議会承認を要しないとはいえ、議会が行政の都合を優先して判断するようなことにな

れば、議会の存在意義そのものが揺らぐのではないのでしょうか。

3点目は、町が県に提出した要望書の意味は何だったのでしょうか。昨年3月、波多野前町長と内海前議長が福岡県に提出した要望書には、管理棟、トイレ、駐車場、プロムナードは一体不可分であり、県による整備を要望すると明記されています。皆さん、この要望書について御存じでしょうか。要望内容は極めて妥当であり、評価できます。しかしながら、結果的には、工事請負費が予算化されています。なぜ、このような事態になったのか、説明が付きません。この要望書は、芦屋港の負担区分に直結する重要文書であるにもかかわらず、議会に共有されないまま協議が進められた結果、町が不利な立場に置かれた可能性は否定できません。このような結果に至った経緯と理由について、議会としても検証が必要です。

4点目、総務財政委員会で示された否決理由への見解について説明します。一昨日の、総務財政委員会で私が提出した、工事請負費削減の修正案は否決されました。その際、示された主な意見は、削除する根拠が示されていない、削除したら事業が進行しない、県が今から予算を組むのか、上水道径別負担金の場合と異なるという4点でした。しかし、これらは議会の本来の役割を見誤ったものです。議会は、町の財政にとって適正な負担かどうかを判断する場であり、行政の都合を優先する場ではありません。上水道口径別納付金の場合は、上水道を使用するための施設設備のほんの一部です。今回予算化されている管理棟、キュービクル、広場の場合は、ポートパーク及び魚釣施設を運営するための施設設備そのものなんです。当然県が負担すべきではないのでしょうか。

5点目、上水道口径別納付金の是正という前例と、今回の整備費の扱い、令和3年3月及び12月議会は、芦屋港関連施設の上水道口径別納付金について、町が負担する予算案が確定されました。私は反対しましたが、後に町が県と協議した結果、105万円は県負担に是正されました。この経緯については、町長が先ほども述べられましたが、本議会冒頭でお詫びと両委員会での説明が行われた通りです。これは、執行部の説明不足であると同時に、議会のチェック機能が十分に働かなかったことを示す事案であり、議会として深く反省すべき内容です。この反省を踏まえるならば、今回の工事請負費についても、同様に、町は県負担とするよう強く要請、協議するのが筋であり、一貫した対応ではないのでしょうか。

最後に、私たち議会は町民の財政を守る最後の砦です。今回の事案は、不明確な負担区分のまま、多額の予算を認めることは、町民の財政を守り、行政を監視し、瑕疵ある判断を行うという議会本来の責務に反するのではないのでしょうか。適正な負担区分を改めて確認し、町の財政に不利益が生じないよう、慎重な判断を求め、私の反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第29号、令和8年度芦屋町一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

賛成の理由の第1は、気候変動による豪雨災害から、人命と財産を守るための対策を強化している点です。8月の豪雨被害の教訓から、移動式排水ポンプ車等の購入、栗屋排水ポンプ更新や栗屋地区雨水対策施設導入可能性調査など、豪雨災害に対する強化を打ち出していることです。豪雨災害には物的被害も起こります。町として災害見舞金制度も創設すべきです。

賛成の理由の第2に、子育て支援の取組を強めていることです。小・中学校体育館空調整備事業や、芦屋東小学校学童クラブ新築移転事業、芦屋町の妊産婦・乳幼児健康診査等の拡充等のほかにも多くの新規事業が盛り込まれ、子育ての支援策の充実を評価いたします。

第3に、町民の要求に寄り添い、物価高騰対策を初めとした様々の取組を進めている点です。生活応援商品券の配布や、プレミアム商品券の発行、公共交通の拡充のためのタウンバス購入、高齢者世帯の住宅環境改善を支援する助成事業、こうした取組を評価するものです。

最後に、新年度の町政運営に当たり要望を述べます。

第1に、新年度予算の中には、芦屋港活性化推進費が2億7,000万円計上されています。芦屋ボートパーク整備や、今年の秋にボートパークと釣り公園が開業する予定となっています。平成29年に芦屋活性化推進委員会が設置され、紆余曲折を経て現在に至っています。ボートパーク整備の取組は広報あしやでも紹介されましたが、この間、正式な住民説明会が開催されていません。今後、プロムナード、飲食店、直売場、上屋活用など、町の事業が展開されますが、住民説明会を開き、町民に説明し意見を聞き、町民の理解を得た中で事業を展開することが不可欠です。住民説明会の開催を求めるものです。

第2に、自治体DX、デジタルトランスフォーメーションに関連する予算が計上されていますが、自治体DXは、住民サービスの低下や、地方自治の侵害につながることを懸念されます。行政のデジタル化は、何よりも町民の暮らしの利便性の向上や、福祉の増進に役立つ住民本位の取組を進めることを求めます。

以上のことを申し述べて、賛成討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。長島議員。

○議員 1番 長島 毅君

議案第29号、一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

66ページ、芦屋港ボートパーク交流エリア整備工事に、この事業は令和8年度秋頃の開業を予定しております。芦屋港ボートパークにおいて、係留施設や、魚釣施設の利用者のための管理事務所、交流広場、そして電気設備などを整備するものであります。財源につきましては、国の

地域未来交付金、そして過疎対策事業債ハード分を活用する予定とされており、町の財政負担を抑えながら進められる事業であり、大変評価できるところです。しかしながら私は、この事業を単なる施設整備としてではなく、芦屋港の将来の姿を形づくる重要な取組として捉えるべきであると考えております。

現在、芦屋港につきましては、福岡県と芦屋町との間で、芦屋港の管理運営に関わる基本協定が締結されております。この協定では、芦屋港の活性化に関連する事業を推進し、港の効率的な運営と活性化を図ることがその目的として明確に示されております。さらに、活性化区域の運営に関する事務については、地方自治法の規定に基づき、福岡県から芦屋町へ委託することが定められております。これは言い換えれば、県の港でありながら、その活性化の主体は芦屋町であるという枠組みが構築されたということであり、また施設の運営によって得られる利用料金は、原則として町の収入とされており、芦屋町が主体となって港のにぎわいづくりを進めていく大きな可能性を持つ仕組でもあります。

私はこのような、県と町が役割を分担しながら港を育てていく関係は、この事業だけにとどまらず、芦屋港、また芦屋町の将来にとって大変重要なものであると考えます。今回のボートパーク整備は、まさにこの基本協定の趣旨を具体化するものであり、芦屋港の活性化に向けた具体的な第一歩となる事業であります。芦屋町は玄界灘に面した町であり、海や本町の大きな魅力であり、資源であります。釣りやマリンレジャーを楽しむ方、町民の憩いの場として訪れる方、そして町外から訪れる方など、多くの方が海と触れ合い、交流が生まれる拠点として、このボートパークが整備されることには大きな意義があると考えます。そして何より、この取組を通じて、芦屋港が本町の新たなにぎわいの拠点となり、海のまち芦屋という町の魅力を、より多くの方に実感していただける場所になることを、大いに期待するものであります。

今後も、この基本協定を基盤として福岡県と芦屋町が様々連携しながら、芦屋港の活性化を着実に進めていくことを期待し、本議案に賛成いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第30号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第18、議案第31号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第31号、令和8年国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

芦屋町の国民健康保険税は昨年値上げされ、今後も2期にわたって値上げされることが計画されてます。さらに新年度から、新たに付加されるこども・子育て支援金が上乘せされます。そもそも、こども・子育て支援金制度の財源は、なぜ税金ではなく、本来の目的と異なる公的医療保険からなのか、明確な説明はなされていません。

また、新年度の国民健康保険税では、給与所得控除が引上がったことにより、一部の低所得者で保険税は減額されますが、多くの世帯が大幅な保険税増となることは避けられず、これ以上の負担増は許容できません。

国民健康保険制度は、社会保障としての住民の命と健康、暮らしを守るという本来の役割を果たす立場から、一般財源の繰入れを増やすなど、あらゆる努力をして、保険料の大幅引上げを抑えるべきです。また、全く収入のないこどもからも、保険料を取ること大きな矛盾です。物価高騰で生活が大変な状況で、国保税が増えている実態から、国保税の値上げは行うべきではないことが必要であり、こどもの国保税免除も拡大すべきと考えます。全国知事会も未就学児だけでなく、18歳までの均等割を国が全面免除することを求めています。国民健康保険税は、加入者が全額負担するため、保険料負担が大変重くなっています。軍事費を増やすより、国民健康保険税を引下げるために、国の負担を増やすことを求めまして、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第19、議案第32号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第32号、令和8年芦屋町後期高齢者医療特別会計にに対する反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、昨年10月から年収200万円以上ある高齢者は、2割の負担となり通年化されています。県内でも、多くの高齢者が2割負担へと負担が倍増しました。年収が200万円以上あるとはいえ、物価が高騰し、実質賃金が減り続ける中で、医療にかかる負担を2倍にすることは、生活不安を広げ、高齢者の医療控えをますます深刻にします。その上、後期高齢者は介護保険料も年金から天引きされ、生活を圧迫されています。

さらに、今年度のこども・子育て支援金です。国が示している加入者1人当たりの平均月額、令和8年度は200円、年間2,400円、令和9年は250円、年間3,000円、令和10年は350円、年間4,200円、令和11年以降もこの負担額が後期高齢者の保険料に上乗せされてきます。

各種保険の納付金は、年間1.3兆円になります。なぜ、子育て支援の財源を後期高齢者医療保険に上乗せして徴収するのか、社会保険制度の考えに照らすとおかしいことです。そもそも、医療にかかる機会の多い75歳以上の高齢者だけで構成する医療保険制度をつくれば、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのは明らかです。高齢者いじめの保険制度は廃止して、元の老人保健制度に戻すことをはじめ、国の責任で全ての高齢者が安心して医療にかかる医療制度を構築すべきことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第20、議案第33号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第35号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に日程第25、発委第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。
次に日程第26、発委第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、発委第2号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発委第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、総務財政常任委員長から閉会中の継続審査及び調査について、また民生文教常任委員長、議会広報常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されおります。

日程第27、議案第37号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

本日、追加提案しております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第37号の令和7年度芦屋町一般会計補正予算第7号につきましては、職員の退職に伴うものでございまして、歳入歳出それぞれ1,819万2,000円の増額補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第27、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第27、議案第37号については、別紙のとおり総務財政常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....
午前11時05分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第27、議案第37号については、総務財政委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員長 内海 猛年君

報告第5号、令和8年3月13日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第37号、満場一致、原案可決。

以上、報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第27、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和8年第1回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れ様でございました。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員